

Ⅱ 【 第 56 号議案 】

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市区の設置等に関する条例（平成 31 年 3 月条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
第 5 条 <u>東灘区役所</u> 、北区役所、北神			第 5 条 北区役所、北神区役所、垂水		
区役所、垂水区役所及び西区役所に			区役所及び西区役所に出張所を置		
出張所を置き、その位置、名称及び			き、その位置、名称及び所管区域は、		
所管区域は、次の表のとおりとする。			次の表のとおりとする。		
名 称	位 置	所 管 区 域	名 称	位 置	所 管 区 域
東 灘 区	神 戸 市	向洋町中 1－9 丁	北 区 役	神 戸 市	青葉台、大池見山
役 所 六	東 灘 区	目、向洋町西 1－6	所 山 田	北 区 松	台、柏尾台、幸陽町
甲 ア イ	向 洋 町	丁目、向洋町東 1－	出張所	が 枝 町	1－3 丁目、谷上西
ラ ン ド	中 2 丁	4 丁目		2 丁 目	町、谷上東町、谷上
出張所	目 22 番			1 番 地	南町、西大池 1－2
	地			の 4	丁目、花山台、花山

北 区 役 所 山 田 出張所	神 戸 市 北 区 松 が 枝 町 2 丁 目 1 番 地 の 4	青葉台、大池見山 台、柏尾台、幸陽町 1—3丁目、谷上西 町、谷上東町、谷上 南町、西大池1—2 丁目、花山台、花山 中尾台1—3丁目、 花山東町、松が枝町 1—3丁目、山田町 上谷上、山田町坂 本、山田町下谷上 (猪ころび、今草、 今草口、今草辻、馬 背、梅木谷(43番地 及び46番地の北筆 界以南)、奥萩原、 上鷺谷、上の勝、上 筑紫谷、上入道ケ 谷、鴨谷、けかち谷、 五池谷、小屋ノ谷、 下鷺谷、下入道ケ 谷、下の勝、菖蒲谷、 大正坊、田代、筑紫 谷、辻の谷、中一里 山、中島、中谷、西 小倉、西丸山、萩原、 東小倉、福田谷、水 の出谷、門口、横谷
-----------------------	--	---

中尾台1—3丁目、 花山東町、松が枝町 1—3丁目、山田町 上谷上、山田町坂 本、山田町下谷上 (猪ころび、今草、 今草口、今草辻、馬 背、梅木谷(43番地 及び46番地の北筆 界以南)、奥萩原、 上鷺谷、上の勝、上 筑紫谷、上入道ケ 谷、鴨谷、けかち谷、 五池谷、小屋ノ谷、 下鷺谷、下入道ケ 谷、下の勝、菖蒲谷、 大正坊、田代、筑紫 谷、辻の谷、中一里 山、中島、中谷、西 小倉、西丸山、萩原、 東小倉、福田谷、水 の出谷、門口、横谷 を除く。)、山田町 衝原、山田町中、山 田町西下、山田町原 野(芦見、石仏谷、 大原山、奥谷、数ノ 奥山、笹小谷、笹原
--

		を除く。）、山田町 衝原、山田町中、山 田町西下、山田町原 野（芦見、石仏谷、 大原山、奥谷、数ノ 奥山、笹小谷、笹原 ノ尾、太右エ門山、 東笹原、福田ヶ辻を 除く。）、山田町東 下、山田町福地、山 田町与左衛門新田
[略]	[略]	[略]

		ノ尾、太右エ門山、 東笹原、福田ヶ辻を 除く。）、山田町東 下、山田町福地、山 田町与左衛門新田
[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

東灘区役所六甲アイランド出張所を設置するに当たり、条例を改正する必要があるため。